

土地  
境界

あんしん  
ANSHIN NAVIGATION  
NAVI ナビ

福井県土地家屋調査士会

境界標は未来への財産  
未然に防げる  
境界トラブル



土地の境界のことなら専門家である  
土地家屋調査士にご依頼下さい。



## 家族のための 財産ですから！

### ①隣接地との境界がはっきりしないのですが、 どのような手続きをすればよいのでしょうか？

調査・測量を行って**境界標**を設置する必要があります。

### ②境界標を設置すると、どんな効果がありますか？

#### ○将来の境界トラブルがなくなる

境界が現地において明確になっていれば、境界紛争は起こらないはずです。

#### ○財産の侵害を防げる

境界標が設置され客観的に認識できれば、土地の侵害は未然に防げます。

#### ○管理が簡単

自分の財産は「自己管理」が原則ですから境界標を設置しておけば、  
家族が誰でも管理することが可能です。

#### ○取引を行う場合、迅速処理できる

もし、譲渡または相続等が発生し、土地を分割する場合に、  
境界標が設置されていれば、迅速に処理できます。

### Q.測量した成果を子孫の代まで残しておくことができますか？

A. 測量が終わり、無事に境界杭を設置して測量図ができあがったとしても、長い年月がたつと境界杭が破損したり、図面をなくしてしまったりすることが考えられます。

測量の成果を将来にわたって残しておくために「**地積更正登記**」をしておくことをお勧めします。この登記をすれば土地家屋調査士の作成した図面が法務局に永久保存され、誰でも手数料を納めて図面の写しの交付を受けることができます。

「**地積更正登記**」の手続きは、土地家屋調査士にご相談下さい。

### ③どのような調査・測量を行うのでしょうか？

ご依頼の趣旨、内容の打ち合わせを行った後、  
法務局・役所等にて資料調査を行います。一定のエリアの土地の形状、  
面積が収集した資料と整合しているかを調査・測量します。



### ④お隣さんと話し合いはしなくていいのですか？

現地にて立会を行います。隣地所有者に仮の境界を示し、その根拠を  
説明した上で理解していただいたのちに筆界確認書に署名及び押印をもらいます。

**筆界確認書**

申請土地の表示  
所在地 ○○市△△区□□丁目  
地番 第○番

申請人の表示  
氏名 ○○市△△区□□丁目第○番地  
住所 東京都△△区□□丁目○番

上記の土地の測量に隣地所有者（又は管理人）として立ち会いましたが、当該土地に隣接する私の所有地（又は管理地）との境界については、別紙地籍測量図（写し）に図示されたとおりであることを確認したので、下記のとおり署名押印します。

隣地の所在地	所在地（管理人）の住所・氏名	電話番号	立ち会った日	印
地番○	○○市△△区□□丁目第○番地 氏名 ○○	03-XXXX-XXXX	平成○○年○月○日	印
	氏名 ○○			印

① 管理人が立ち会った場合は、所在地との関係を別紙欄に併記すること  
② 地籍測量図を添付した上、署名押印した者全員が押印すること

**地籍測量図**

測量者 ○○市△△区□□丁目第○番地  
測量員 ○○市△△区□□丁目第○番地



### ⑤境界標を設置します。これで、あんしん!

私たち土地家屋調査士は、土地の境界線の専門家。  
トラブルを未然に防ぐため、土地の測量や、  
資料の調査をして、境界標を埋設しています。  
お子さま、お孫さまに安心して土地を残すためにも、  
曖昧な土地境界があればご相談ください。



「土地家屋調査士劇場」  
**悔いのない境界杭**

「実は今、お隣さんと土地の境界で揉めてるんですよ。父の四十九日の席で、僕は叔母に悩みを打ち明けた。父が亡くなって数日後、お隣さんが「お宅との土地の境界が違うようだが、どうなってるんだ」と渋い顔で訪ねてきたのだ。父は急死だったので、土地のことなど何も聞いていない。そもそも境界ってどうやって決められているんだ？」

「土地の境界には境界杭を打っておくのが普通なんだけどもねえ。死んだ後に揉め事になるなんて、兄さん、悔やんでるんじゃないかしら」と叔母。

続けて「土地家屋調査士に相談してみたらどう？土地の測量や、資料の調査をして、境界杭を打ってくれるはずよ」と。

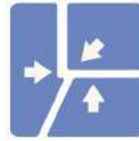


## 土地家屋調査士の主な業務



建物を新築したときに  
必要となる登記

### 建物表題登記



相隣接していくつかに分かれている  
同じ地目の土地を一つにしたいとき

### 土地合筆登記



建物を増築したときなどに  
必要となる登記

### 建物表題変更登記



土地を売買や相続、贈与等の  
ため数筆に分けたいとき

### 土地分筆登記



建物を壊した、火災などで  
失ったとき必要となる登記

### 建物滅失登記



土地の境界がわからないとき

### 土地境界の 調査・測量・復元



土地を別の地目に  
変えたとき必要となる登記

### 土地地目変更登記

土地家屋調査士は、土地・建物の登記、  
土地の境界に関する専門家です。  
国家資格者であり、法令に基づいて適切な業務を承ります。  
土地・建物に関するご相談はお気軽にどうぞ!



## 無料登記相談会

- 毎月第3水曜日・午後1時～4時
  - 場所: 福井県土地家屋調査士会館
- お問い合わせ: tel.0776-33-2770

さらに、福井県土地家屋調査士会では毎年4月と、10月に県下数会場にて会員のボランティアによる無料登記法律相談を実施しています。詳しくは、新聞紙上・市町村広報等でご案内致します。

調ふくい



## 福井県土地家屋調査士会

tel.0776-33-2770(代) 〒918-8112 福井市下馬2-314

ホームページ [www8.ocn.ne.jp/~ftk/](http://www8.ocn.ne.jp/~ftk/) 福井県土地家屋調査士会 検索

土地の境界に関するトラブルなら 福井県土地家屋調査士会内  
境界問題相談センターふくい tel.0776-33-2770

